



福運協 第 3 号
平成30年2月2日

福岡市長 高島 宗一郎 様

福岡市国民健康保険運営協議会
会長 石田 重 森



平成30年度 福岡市国民健康保険事業の運営について (答申)

平成30年1月26日付け、保国第659号にて貴職から諮問を受けた平成30年度福岡市国民健康保険事業の運営について、慎重に審議を行った結果、次のとおり結論を得たので答申する。

記

1. 被保険者一人あたり保険料について

これまでの保険料負担水準や収支見込額を勘案し、次のとおりとする。

(1) 一般被保険者医療給付費分

平成30年度の被保険者一人あたり保険料については、諮問どおり、
52,588円とすることが適当である。

(2) 後期高齢者支援金等分

平成30年度の被保険者一人あたり保険料については、諮問どおり、
19,411円とすることが適当である。

(3) 介護納付金分

平成30年度の被保険者一人あたり保険料については、諮問どおり、
22,027円とすることが適当である。

2. 保険料の賦課限度額について

政令に定める賦課限度額が改正されたことに伴い、福岡市においても、中間所得者層の保険料負担の軽減を図るため、平成30年度の医療給付費分保険料の賦課限度額については、諮問どおり58万円とすることが適当である。

3. 葬祭費の額の改正について

支給額については、諮問どおり3万円とすることが適当である。

4. 本協議会の要望事項

(1) 福岡市国民健康保険事業の安定的な運営のため、さらなる保険料収入の確保や医療費適正化などの財政健全化を進め、保険者機能等の強化に最大限取り組むよう要望する。

また、現在、被保険者の保険料負担軽減のために行っている福岡市独自の一般会計繰入については、平成30年度に福岡市が策定するとしている法定外繰入の解消計画の対象に含まれることから、計画策定にあたっては、国民健康保険被保険者以外の市民にも負担をお願いしていることを踏まえ、被保険者の保険料負担の激変を招かないよう慎重に検討されるよう要望する。

(2) 国民健康保険事業を取り巻く状況が極めて厳しい中、より一層の財政健全化を進めるには、健康の保持・増進を図るための根本的な取組が必要であるため、関係団体との連携を強化し、福岡市として健康寿命の延伸に積極的に取り組まれるよう要望する。

(3) 医療費の適正化をさらに推進するため、県内各市町村や関係団体における医療費適正化に向けた取組の情報集約や情報共有を図り、効率的・効果的な事業実施について、県へ求めるよう要望する。

(4) 平成30年度からの国民健康保険の都道府県単位化によっても、国民健康保険が抱える構造的な問題の解決には至っていないことから、国民皆保険制度を持続可能な制度とするため、抜本的な医療保険制度改革について、国へ強く求めるよう要望する。